

深谷市から転出される方へ

＜お問い合わせ先＞深谷市役所(TEL 048-571-1211) (平成29年4月1日現在)

※転入先の市区町村へは、必ず世帯全員分のマイナンバーが記載されている通知カードを持参してください。

新住所地に、住み始めた日から14日以内に住民異動の届出(転入届)をしてください。(住み始める前に届出はできません。)また、下記に該当する方は、同時に手続きが必要です。転入届には、転出証明書、印鑑、本人確認のできるもの(免許証等)が必要です。なお、正当な理由がなく、14日以内に転入届を行わない場合には、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

- 転出証明書に記載してある転出予定日、転出予定地が変更になった場合には、実際の住所地の市区町村役場へその旨を申し出てください。
- 都合により転出を取りやめたいときは、深谷市役所市民課窓口へ「転出証明書」を持参し、その旨を申し出てください。
- 国外に転出の届出をされた方が帰国して転入の届出をするときは、次の書類が必要です。①パスポート ②戸籍謄本 ③戸籍の附票 (本籍地の市区町村に転入される方は②・③は必要ありません。)



	対象となる方	深谷市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
1	印鑑登録者	印鑑登録証(カード)は破棄してください。(転出日をもって自動的にご利用できなくなります。)	市民課 総合窓口 2番窓口	印鑑登録の手続きは、各市区町村により異なります。詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
2	マイナンバーカードをお持ちの方 (住基カードをお持ちの方)	手続きは不要です。		カードの継続利用ができます。継続利用するためには、転入地の市区町村で継続利用処理が必要です。詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
3	電子証明書をご利用の方	電子証明書は住所を異動すると自動的に失効します。		新住所地で利用される場合は新たに申請してください。 *住基カードでご利用されていた場合、新たにマイナンバーカードの申請が必要となります。
4	国民年金加入者	手続きは不要です。(海外転出の方は、担当窓口にお寄りください。)	保険年金課 6番窓口	＜持参するもの＞ ○年金手帳
5	国民健康保険の加入者	転出日をもって、資格は喪失しますので、国民健康保険被保険者証をご返却ください。(なお、世帯主が転出し、その世帯に国民健康保険加入者が残る場合、保険証の表示が変更となりますので、残る方の保険証もお持ちください。)	保険年金課 7番窓口	改めて加入手続きをしてください。(すでに加入している世帯に入る場合は、その世帯の国民健康保険被保険者証を持参してください。)
6	後期高齢者医療の加入者	後期高齢者医療被保険者証のご返却及び後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書の提出をお願いします。 ※県外転出の場合「後期高齢者負担区分等証明書」を発行します。担当窓口にお寄りください。	保険年金課 5番窓口	＜県内から転入＞ 資格取得届書にご記入ください。 ＜県外から転入＞ 資格取得届書にご記入ください。 ＜持参するもの＞ 後期高齢者医療負担区分等証明書
7	介護保険被保険者 (65才以上の方、または40才から64才までの方で介護保険被保険者証をお持ちの方)	介護保険被保険者証をお返しください。要介護認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。※有料老人ホームなど(住所地特例施設)に転出される方には資格者証を発行します。(後日、大里広域市町村圏組合から新しい介護保険被保険者証を郵送します。)	長寿福祉課 12番窓口	要介護認定を受けている方は、新たに要介護認定申請(転入申請)をしてください。 ＜持参するもの＞受給資格証明書 ※有料老人ホームなど(住所地特例施設)に転入される方は、改めて要介護認定申請をする必要はありません。 (引き続き大里広域市町村圏組合の介護保険被保険者となります。)
8	児童手当の受給者	児童手当消滅届の手続きをしてください。「児童手当・特例給付異動連絡票」を発行します。	こども 青少年課 14番窓口	申請される方の状況により必要書類等が異なりますので、詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
9	こども医療費受給者	こども医療費受給資格消滅届の手続きをしてください。受給資格証をお返しください。		手続きは、各市区町村により異なります。詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
10	農業集落排水利用者	人数により使用料が変わるため、手続きが必要です。また、使用を休止する場合も手続きが必要となります。 ※届けを提出するだけです。郵送でも手続きができます。 ※各総合支所市民生活課窓口でも届出を受領いたします。	深谷市水道庁舎 環境水道部 お客様センター Tel.048-577-7543	
11	公立小・中学校の児童・生徒	学校から次のものを受け取ってください。 ＜必要なもの＞○在学証明書 ○教科書無償給与証明書 ○氏名印	教育庁舎 教育委員会 学校教育課 Tel.048-572-9578	新しい学校へ持参するもの ○在学証明書 ○教科書無償給与証明書 ○氏名印 ○入学通知書(転入手続きの際、窓口でご確認ください。)
12	転出後も今までどおり深谷市立学校へ就学を希望する方	区域外就学願を提出してください。 ※許可要件等があるので、事前に学校教育課に相談してください。		
13	公立幼稚園に通園中のお子さんをお持ちの方	幼稚園を退園される場合には、各幼稚園で退園手続きをしてください。詳しくは学校教育課へお問い合わせください。		

	対象となる方	深谷市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
14	犬を飼われている方	犬の登録事項変更届は、特に手続きは必要ありません。	岡部総合支所内 環境衛生課 Tel048-585-2215	犬の飼主本人または代理人が、深谷市で登録をした際に交付された犬の鑑札を持参し、犬の住所変更をしてください。鑑札を紛失してしまった場合、再交付手数料が必要です。(再交付手数料の金額については新住所地にお問い合わせください。)
15	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証、生活サポート登録利用者票、タクシー券等の不要になるものをご返却ください。 なお、埼玉県外等への転出の方は、あわせて転出の届けが必要です。	障害福祉課 10番窓口	転入の届出が必要になりますので、障害者手帳、印鑑をご用意のうえ、手続きをしてください。
16	自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	(県外およびさいたま市等へ転出) 受給者証をご返却ください。引き換えに受給者証(写し)をお渡します。(県内へ転出・さいたま市等を除く) 手続きは不要です。		転入の届出が必要となりますので、受給者証(写し)、印鑑、保険証をご用意のうえ、手続きをしてください。詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
17	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)をお持ちの方	受給者証をお返しく下さい。受給者証(写し)をお渡します。		
18	保育園等・公立学童保育室に入園・入室するお子さんをお持ちの方	支給認定変更申請書または、学童保育室入室児童異動届の手続きをしてください。	保育課 13番窓口	手続きは、各市区町村で異なりますので、詳しくは新住所地にお問い合わせください。
19	児童扶養手当受給者	<引き続き児童扶養手当を受給する方> 児童扶養手当転出届の手続きをしてください。児童扶養手当証書は、転出先の窓口へ提出してください。 <婚姻等で資格喪失の方> 児童扶養手当喪失届の手続きをしてください。児童扶養手当証書をお返しく下さい。	こども 青少年課 14番窓口	*住民票の転入届だけでなく児童扶養手当の転入届も必ず行ってください。 詳しくは、新住所地にお問い合わせください。 <持参するもの> ○印鑑 ○預金通帳 ○児童扶養手当証書 ○保護者の健康保険証(厚生年金などにご加入のかた)
20	ひとり親家庭等医療費受給者	ひとり親家庭等医療費受給者消滅届の手続きをしてください。受給者証をお返しく下さい。		手続きは、各市区町村により異なります。 詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
21	原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車をお持ちの方	標識(ナンバー)返納の手続きをしてください。 <必要なもの> ○ナンバープレート ○印鑑 ○標識交付証明書 ○免許証又は保険証	市民税課 22-2番窓口	新住所地において、引き続き同じ原動機付自転車に乗られる場合は、標識(ナンバープレート)の交付の手続きをしてください。
22	妊娠中の方		保健センター Tel048-575-1101	妊婦健康診査助成券の差し替え申請が必要です。 母子健康手帳、未使用の妊婦健康診査助成券を持参のうえ、新住所地で手続きをしてください。
23	7歳6か月までのお子さんのうち、未接種の定期予防接種がある方			母子健康手帳、未使用の予防接種予診票をご持参のうえ、新住所地で手続きをしてください。 【定期予防接種】 ○BCG1回(12歳未満) ○水痘2回(1歳から3歳未満) ○ポリオ(単独)4回(生後3か月から7歳6か月未満:4種混合を接種している方は必要なし) ○4種混合または三種混合4回(生後3か月から7歳6か月未満) ○麻しん風しん混合2回(第1期:1歳から2歳未満、第2期:小学校就学前の1年間) ○日本脳炎3回(3歳から7歳6か月未満) ○ヒブ、小児用肺炎球菌4回(接種開始年齢で回数は異なる) ○B型肝炎3回(生後2か月から1歳未満※ただし、平成28年4月1日以降に生まれたお子さん)
	11歳~13歳までのお子さんで二種混合(ジフテリア・破傷風)を接種していない方			母子健康手帳、未使用の予防接種予診票(あれば)を持参のうえ、新住所地で手続きをしてください。
	平成19年4月1日以前に生まれた方で、日本脳炎を4回接種していない方(ただし、20歳の前日までの方)			
	中学1年生~高校1年生相当年齢の女子で子宮頸がん予防ワクチンを接種していない方			
24	未就学のお子さんをお持ちの方			乳幼児健診については、市町村により実施年齢が異なりますので、新住所地にお問い合わせください。
25	農業者年金受給者 農業者年金被保険者		岡部総合支所内 農業委員会 Tel048-577-3439	住所地のJAで認印をご持参の上、『農業者年金被保険者住所変更届』、『農業者年金受給者住所変更届』の手続きをしてください。
26	市営住宅入居者及び同居者	対象の方によって提出書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	埼玉県住宅供給 公社熊谷支所 048-524-7963	
27	水道使用者	上水道の給水中止・精算手続きが必要ですので、電話または窓口にて手続きしてください。	深谷市水道庁舎 (岡部浄水場内) 環境水道部 お客様センター Tel048-577-7543	上水道の使用については各市区町村で手続きが異なります。 詳しくは新住所地にお問い合わせください。
28	公共下水道使用者	公共下水道の使用中止・精算手続きが必要ですので、電話または窓口にて手続きしてください。		下水道の使用については各市区町村で手続きが異なります。 詳しくは新住所地にお問い合わせください。